

令和2年3月9日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援法に基づく
住居確保給付金の活用について

生活困窮者自立支援制度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について」（令和2年2月25日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）を発出したところですが、就労環境の変化等により収入の減少が懸念される生活に困窮する方に対する住居確保給付金の支給事務にあたっては、同事務連絡及び下記に留意して対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せてお願いいたします。

記

一 住居確保給付金の年齢要件については、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第22号。令和2年3月5日公布、令和2年4月1日施行。）による改正後の「生活困窮者自立支援法施行規則」（平成27年厚生労働省令第16号）（以下「改正施行規則」という。）により、現行の「申請日において65歳未満」から、令和2年4月1日支給決定日以降は当該要件を撤廃することとしている。4月以降の支給事務を迅速に進めることが必要と考えられることから、自治体及び自立相談支援機関（以下「自治体等」という。）においては、本日以降、現在65歳以上の受給希望者からの申請に係る相談を積極的に受け付けていただきたい。

ただし、支給決定日は改正施行規則の施行日である令和2年4月1日以降とされたい。

二 生活困窮者自立支援法施行規則第10条第3項に基づく収入の算定にあたっては、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について」（平成31年3月29日付け社援発0329第12号）において周知している通り、申請日の属する月の

収入が収入要件を超えている場合であっても、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱うことができることとしているので、自治体等においては引き続き適切な対応をお願いする。

三 生活困窮者自立支援法施行規則第 10 条第 5 項に基づく受給者の求職活動については、本日以降当面の間、地域における感染の状況や就職面接会等の中止、学校の休校による子の監護の必要性等を勘案し、自治体等が必要と認めたときには、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」問 3 - 2 ①受給中に常用就職した場合を準用することとし、受給者の求職活動要件を以下のとおり緩和して差し支えない。

- ・月 4 回の自立相談支援機関への相談については、その実施方法については、面談が原則であるが、勤務状況や地域の感染状況等により来庁が困難な場合は、電話等の手段により状況を報告させるとともに、給与明細の郵送をもって収入の確認にかえることができる。

- ・「月 2 回以上の公共職業安定所の職業相談等」及び「週 1 回以上の応募又は面接」については回数を減ずる又は免ずることができる。

四 自治体等においては、「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」（令和 2 年 3 月 3 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）を踏まえ、庁内連携を進め包括的な支援体制の確保に努めていただくとともに、住居確保給付金の受給についての相談があった場合には、併せて上記一～三の留意事項を踏まえた柔軟な対応を図り、引き続き生活に困窮する方に対する住居確保給付金の支給及び適切な執行に努められたい。

以上

(参考1) 改正施行規則(抄)

第十条

法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日において、離職した日又は事業を廃止した日から起算して二年を経過していないものであること。
- 二～五 (略)

(参考2) 「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について」

第7 住居確保給付金の支給

2 支給要件

(1) 支給要件

エ 収入要件(則第10条第3号関係)

③ 収入

イ) 算定する収入の期間

申請日の属する月の収入で判断する。

申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして、取り扱う。

(参考3) 「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」

問3-2

①受給中に常用就職した場合

「月4回以上の自立相談支援機関の面接等の支援」については、緩和しない。

ただし、その実施方法については、勤務時間や内容が分かる雇用契約書等の書類を提出させるとともに、聞き取りを行い、就労状況の確認を行った上で、対象者と調整し、行うこと。また、勤務状況により、どうしても困難な場合は、電話等の手段により状況を報告させるとともに、給与明細の郵送をもってかえることができることとする。

なお、「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」及び「週1回以上の応募又は面接」については、緩和することとする。